

函館市文書取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市規則第11号

函館市文書取扱規則の一部を改正する規則

函館市文書取扱規則（昭和35年函館市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

企画部企画管理課	函 企 画	を
企画部企画管理課	函 企 画	に、
企画部地域デジタル課	函 企 デ	
財務部調度課	函 財 調	を
財務部調度課	函 財 調	に
財務部公共施設マネジメント室	函 財 公	

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。